

電 力 情 報

NO. 22

平成 26 年 7 月 1 日
東 北 電 力 (株)

低圧太陽光発電による電力の売電申込受付窓口の集中化について ～当社管内すべての地域のお申し込みを「太陽光受給センター」で受付～

当社は、管内すべての地域における低圧太陽光設備の当社系統への連系および売電に関する申込受付、契約締結業務（以下、売電申込受付業務）について、7月1日より仙台市若林区の「太陽光受給センター」で一元的に行うこととしました。こうした取り組みは、他電力に先駆けたものです。

これまで、お客さまが低圧太陽光発電設備を当社の系統へ連系し、発電した電気を当社に売電することをご希望される場合は、該当する管内 62 カ所の営業所にお申し込みをいただいております。

平成 21 年 11 月に「太陽光発電の余剰電力買取制度」が開始されてから、売電の申込件数が増加したため、当社では、受付方法の効率化や受付する人員の増加などにより対応してまいりました。しかし、平成 24 年 7 月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されたことにより、申込件数がさらに増加し、時期や地域による申込件数の偏りもより顕著になってきております。

これらを踏まえ、当社では「太陽光受給センター」を設置し、低圧太陽光発電設備の売電申込受付業務を集中化することといたしました。これにより、受付業務の標準化が図られ、増加するお申し込みに対し、迅速・的確な対応が可能となるとともに、申込件数の偏りに対しても柔軟に対応できることとなります。

また、売電申込やお問い合わせの窓口を一元化することで、お申し込みされるお客さまの利便性向上が図られます。

なお、お申し込みの手続きなど詳細につきましては、当社ホームページ
(<http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/renew/index.html>) をご覧ください。

当社としては、今後とも、一層の業務効率化を進め、お客さまニーズを踏まえたサービス向上に取り組んでまいります。

※太陽光発電設備を高圧および特別高圧で系統連系および売電する契約のお申し込みについては、これまでどおり当社の営業所および支店で受け付けております。

以 上

（別紙）太陽光受給センターの概要について